J125
　無線測位衛星業務の局は、1610.6―1613.8MHzの周波数帯を使用する電波天文業務に対して有害な混信を与えてはならない。
J126
　移動衛星業務（宇宙から地球）によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J127
　1631.5―1634.5MHz及び1656.5―1660MHzの周波数帯で運用される移動衛星業務の移動地球局は、無線通信規則第5.359号に掲げる国において運用される固定業務の局に有害な混信を与えてはならない。
J128
　この周波数帯は、衛星・航空機間の回線を拡張し補う場合にあっては、航空移動（R）業務の航空機局から航空局への直接の伝送及び航空機局相互間の伝送にも使用することができる。
J129
　この周波数帯で運用する移動地球局は、電波天文業務に有害な混信を生じさせてはならない。
J130
　この周波数帯においては、移動衛星業務、固定業務、移動業務及び宇宙研究業務（受動）の共用のため、決議第744（ＷＲＣ―07、改）を適用する。
J131
　移動衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号の規定に基づく調整に従うことを条件とする。ただし、1668―1668.4MHzの周波数帯においては、決議第904（ＷＲＣ―07）も適用する。
J132
　この周波数帯における電波天文業務を保護するため、この周波数帯で運用される移動衛星業務のネットワーク内の移動地球局から生ずる総電力束密度は、国際周波数登録原簿に登録されたいかなる電波天文業務の局においても、2000秒間の期間のうち２％以上で、10MHzの帯域幅で－181dB（W／㎡）及び任意の20kHzの帯域幅で－194dB（W／㎡）を超えてはならない。
J133
　この周波数帯における移動衛星業務の局は、無線通信規則第5.379号に掲げる国の気象援助業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
J134
　無線通信規則第5.380A号を参照すること。
J135
　1750―1850MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ること及び対流圏散乱による通信に特に配慮することを条件として、一次業務で宇宙運用業務（地球から宇宙）及び宇宙研究業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
J136
　この周波数帯は、決議第223（ＷＲＣ―07、改）に従ってＩＭＴに使用することができる。
J137
　1885―2025MHz及び2110―2200MHzの周波数帯は、ＩＭＴに使用することができる。この場合においては、決議第212（ＷＲＣ―97、改）に従わなければならない（決議第223(ＷＲＣ―2000)参照）。
J138
　決議第221（ＷＲＣ―03、改）に従い、1885―1980MHz、2010―2025MHz及び2110―2170MHzの周波数帯は、ＩＭＴ―2000を提供する基地局としての高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）に使用することができる。
J139
　無線通信規則第5.388B号に掲げる国の固定業務及びＩＭＴ―2000を提供する移動局を含む移動業務を同一チャネル干渉から保護するため、1885―1980MHz、2010―2025MHz及び2110―2170MHzの周波数帯においてＩＭＴ―2000を提供する基地局として運用する高高度プラットフォーム局（ＨＡＰＳ）は、ＨＡＰＳの通告時点で影響を受ける主管庁の明確な同意がない場合、国境外の地表面で－127dB（W／（㎡・MHz））の同一チャネル電力束密度を超えてはならない。
J140
　移動衛星業務による1980―2010MHz及び2170―2200MHzの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に基づく調整及び決議第716（ＷＲＣ―2000、改）に従うことを条件とする。
J141
　2025―2110MHz及び2200―2290MHzの周波数帯における移動業務の使用に当たっては、ＩＴＵ―Ｒ勧告ＳＡ．1154に従い、高密度の移動システムを導入してはならず、その他のいかなる種類の移動システムの導入に際してもこの勧告を考慮しなければならない。
J142
　2025―2110MHz及び2200―2290MHzの周波数帯の宇宙研究業務、宇宙運用業務及び地球探査衛星業務において、２以上の非静止衛星間の宇宙から宇宙への発射は、これらの業務における静止及び非静止衛星間の地球から宇宙、宇宙から地球及び宇宙から宇宙への発射に対して制限を課さないことを条件とする実行可能な全ての措置を執らなければならない。
J143
　この周波数帯の無線測位衛星業務に関しては、無線通信規則第4.10号は適用しない。
J144
　移動衛星業務及び無線測位衛星業務によるこの周波数帯の使用は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。この周波数帯の電波の発射については、特に、その第二高調波により生じる4990―5000MHzの周波数帯の電波天文業務への有害な混信を防止するため、実行可能な全ての措置を執らなければならない。
J145
　2500―2520MHzの周波数帯の移動衛星業務（宇宙から地球）への分配は、無線通信規則第9.11A号に従って調整することを条件とする。
J146
　2515―2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務（宇宙から地球）の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。
J147
　2520―2535MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.11A号に従って調整すること及び無線通信規則第9.21号に従って関係主管庁の同意を得ることを条件として、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務（宇宙から地球）の日本国内に限定した運用のためにも使用することができる。
J148
　移動業務の局による2545―2555MHzの周波数帯の使用は、2505―2535MHzの周波数帯を使用する移動衛星業務の局に有害な混信を生じさせてはならない。
J149
　2655―2670MHzの周波数帯は、無線通信規則第9.11A号に従って調整すること及び無線通信規則第9.21号の規定に従って同意を得ることを条件として、日本国内においては、航空移動衛星業務を除く移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。
J150
　2670―2690MHzの周波数帯に移動衛星システムを導入する場合は、1992年３月３日前にこの周波数帯で運用している衛星システムを保護するため、必要な全ての措置を執らなければならない。この周波数帯における移動衛星システムの調整は、無線通信規則第9.11A号に従うものとする。
J151
　この周波数帯において、地上に設置した気象用レーダーは、一次業務で運用することができる。
J152
　この周波数帯における船上トランスポンダの使用は、2930―2950MHzの周波数帯に限る。
J153
　航空無線航行業務によるこの周波数帯の使用は、地上に設置するレーダーに限る。